

中央建設業審議会総会

2024年3月27日

【事務局（沖本）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりをいただきまして、また御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいております。建設業法施行令の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載をさせていただいておりますが、不足等がございましたら、申しつけをいただければと思います。

報道関係者の皆様の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでの間とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の塩見より御挨拶を申し上げます。

【塩見不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の塩見でございます。

委員の先生方には、年度末の大変お忙しい中、お集まりを賜りまして大変ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

この総会でございますけれども、前回は10月に開催をさせていただきました。その際は、それまでの間に基本問題小委員会で大変熱心に御討議いただきました中間取りまとめについて、御報告をさせていただいて、御意見を賜ったところでございます。

その後、その場でいただきました先生方の御意見も踏まえまして、また、その中間取りまとめに盛り込まれた内容を、できるだけ誠実に実行に移すために、建設業法の改正案の立案作業に入りまして、この3月8日に閣議決定の上で、法案を国会に提出させていただきました。これから国会のほうで御審議を賜るということになりますけれども、これまでいただいた御審議を形にできますように、誠実に、かつ力を込めて国会対応に力を尽くしてまいりたいと思っております。

その中でも盛り込まれておりますけれども、今後、建設業が持続可能な産業になるために

は、やはり何といても現場を支えておられる技能者の方々を中心とした担い手の確保が、何としても重要でございます。法案の中には、処遇の改善、そして資材価格の適切な転嫁、生産性の向上、工期の適正な確保、こういう考え方を盛り込ませていただいておりますけれども、この法案をはじめといたしまして、さらにこれらの施策を強力に推進していかねばならないと思っております。

本日は、法案の状況なども御報告をさせていただいた上で、改めて先生方の御意見を賜り、今後の政策に反映させていただきたいと思っております。

また、この4月からは以前から言われておりました、いわゆる2024年問題、労働時間の上限規制がいよいよ始まるということになります。前回、この総会の場でも先生方から御意見を賜りましたけれども、適正な工期の確保に向けまして、より一層、実効性のある仕組みを設けていく必要があるのではないかという御意見を賜りました。その後、この審議会で3年8か月前に決めていただきました、工期の基準の見直しの検討をさせていただいてまいりました。

本日は、この工期に関する基準を御審議いただきまして、できますれば、新たな基準としてスタートさせていただければありがたいと思っております。これまで工期の基準にいろいろなことが書いてありますけれども、今回は何と云っても目玉は、法律で上限の規制がかかる。この規制を守れるような工期にしなければならないということが、一番大事なポイントだと思っております。

また、昨年の夏は大変暑い日が続きましたけれども、そういう猛暑日などの不稼働、働けない時間というものも、きちんと工期に反映するというのも大事なポイントだと思っております。そのほか、工期の基準により実効性を持たせるために、いろいろと事務的にも工夫を考えさせていただきましたので、ぜひ、忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。

先生方におかれましては、そのほかを含め全般、そうそう開催できる会議でもございませんで、御意見を賜ればありがたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（沖本）】　引き続きまして、本日の出欠の状況について御案内をさせていただきます。

一般社団法人日本建設業連合会副会長の押味至一委員、島田市長の染谷絹代委員、それから、山形県知事の吉村美栄子委員のお三方からは、御欠席の御連絡をいただいております。

また、一般社団法人全国建設業協会会長の奥村太加典委員、それから、慶應義塾大学法学

部教授の丸山絵美子委員より、オンラインで御出席をいただいておりますという状況でございます。

これより議事に入らせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りは御遠慮いただければと思います。

それでは、これ以降の議事の進行は、大久保会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大久保会長】 おはようございます。大久保です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に基づき、議事に入らせていただきます。

議事（１）の最近の建設業をめぐる状況について、事務局より御報告をお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 国土交通省建設業課建設業政策企画官の御手洗でございます。平素より、大変お世話になってございます。

私のほうから、最新の建設業をめぐる状況につきまして、御説明申し上げます。座って失礼いたします。

お手元の資料１を御覧ください。１枚おめくりいただきまして、本日の御報告事項は、大きく３つの柱がございます。１つ目が、賃上げ・資材価格転嫁の取組についてでございます。

資料の２ページを御覧ください。これまで、設計労務単価の引き上げをはじめまして、様々な取組によって建設分野の賃金は着実に上昇してきたところでございます。しかしながら、右上の図表を御覧いただければと存じますが、建設業の生産労働者の賃金は、全産業の労働者に比べて、まだ追いついていないといった状況でございます。

しかしながら、賃上げは政府全体の最重要課題ではございますが、特に建設業におきましては、未来を支える担い手の確保のために必要とされます技能ですとか、厳しい労働環境にふさわしい賃上げに取り組んでいくといったことが必要であると考えてございます。

そのため、最近に行ってまいりました施策といたしましては、図表の左下でございますけれども、例えば、公共工事では設計労務単価を１２年連続引上げですとか、あとはダンピング受注対策による適切な発注などに取り組んできたところでございます。

また、右下のところでございますけれども、労働者への賃金の支払いの確保ということで、これまでも国土交通大臣以下、国土交通省と建設業の皆様、団体のトップの間で賃上げの目標を設定させていただいたりですとか、３つ目の丸でございますけれども、設計労務単価を基に、技能レベル別の年収などの試算などの発表をさせていただいてきたところでございます。

これらに加えまして直近の動きといたしまして、次のページ3ページを御覧ください。本年3月より適用されます工事の設計労務単価につきまして、全職種では5.9%、主要な12職種では6.2%の引上げを行わせていただいております。

4ページを御覧いただきますと、この20年ぐらいの推移を掲載させていただいております。これは今、12年連続で設計労務単価は上昇という形になってございまして、12年前、平成24年比では、約75%の上昇となっております。この設計労務単価の上昇を建設業界の隅々まで、現場で働く方々まで行き渡らせるといったことが、最も重要な課題であると考えてございます。

そうした中で、1枚おめぐりいただきまして、5ページでございます。3月8日の法案の閣議決定と同日に、岸田内閣総理大臣以下、関係の閣僚と建設業の日建連様、全建様、全中建様、建専連様と意見交換会を開催させていただいております。その中で、技能者の賃上げについて、5%を十分に上回る上昇を目標とすること。また、働き方改革につきまして、労働時間規制の導入を踏まえて、必要な対応に万全を期すことという2点を、国土交通省と団体の間で申合せを行わせていただきました。

また、岸田内閣総理大臣のほうからは、建設業につきまして、未来への前向きな新3Kを目指していくといったこと、また、申合せに沿いました賃上げの強力な推進について、さらには、建設業の担い手確保と持続的な発展を行っていくといったことについての発言をいただいたところでございます。

そうした中で、目下の取組といたしまして、6ページを御覧ください。1つには、建設キャリアアップシステムでございます。これまでの5年間の取組を通じまして、現在、130万を超える技能者、25万を超える事業者に登録いただいたところでございます。一方で、さらに一部の企業におかれましては、経験技能を通じた処遇改善でございますとか、現場管理等の効率化を図る事例というものが生まれてきたというところでございますので、こうした取組を、さらに拡大するように取り組んでいくというところでございます。

1枚めぐりまして、7ページでございます。さらに、実際に現場で働かれている方々の安全・健康を確保するということは、建設工事の大前提でございます。そのために必要な欠かさずからざる経費でございます、安全衛生経費につきまして、適切な支払いをどうやって担保していくかといったことにつきまして、ワーキンググループにおいて議論してきたところでございます。

そのワーキングにおいて取りまとめた内容といたしましては、下の青いところの箱にご

ございますけれども、1つには、安全衛生対策項目の確認表というものを作成してございます。これによりまして、対策の実施分担ですとか、費用分担を元下間において確認できるような形に表を作成しているところでございます。さらには、これらの安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書といったものについても、作成いただいているところでございます。こうした確認表ですとか、標準見積書を活用していくことによりまして、安全衛生経費の適切な支払いというものを促進していけるように、これらについて今後は、作成・活用について促進してまいるところでございます。

少し話題が変わりまして、資材価格の高騰の関係でございます。8ページを御覧いただければと存じますが、一昨年以來、原材料費の高騰ですとか、エネルギーコストの上昇によりまして、資材価格のほうは、引き続きの高止まりしているといった状況でございます。この資材価格の上昇した分につきまして、適切な転嫁を行っていくこと。これが当然、建設業者の皆様のご経営の安定という意味では極めて重要ではございますし、さらには、適切に資材価格が転嫁されない場合に、例えば労務費であるとか、今、申し上げた安全衛生経費ですとか、その他の費用にもしわ寄せが来るといったことを防止していくことが、極めて重要であると考えてございます。

そうした中で、9ページを御覧いただければと存じますが、これは昨年度に調査を行ったものになりまして、若干、時点がもう少し進んでいるところとは思いますが、例えば、資材価格が高騰した場合についての変更契約条項について調査を行ってございます。上の図表でございますけれども、御覧いただければと思いますが、全体で6割程度が、契約変更条項がない。また、元請、下請といった階層別で見ても、階層が2次以降といった形に下っていくにつれまして、変更条項がないといったような契約が増えているといった現況でございます。

さらに10ページを御覧いただければと存じますが、価格転嫁の対応状況でございます。資材価格の高騰への対応状況といたしまして、契約変更協議の申出を行っていただいているというところが、7割程度となっております。これよりもう少し進んでいると考えてはございますが、契約の変更協議というのは7割ぐらいが行われていると。

一方で、契約変更の状況は、下のグラフでございますけれども、契約変更が行われた、契約変更が一部行われたというところもございまして、変更は行わなかったというところが4割弱で最多となっているなど、民間工事においても、きちんと契約の変更というものを行っていくといったことが必要になっているといった状況でございます。

そうした中で、ここまでの国交省の取組を11ページにまとめさせていただいてございます。先ほど申し上げましたとおり、サプライチェーン全体で、適切な価格転嫁が行われることが必要でございますので、受注者、発注者を含めた建設工事に関する環境整備を進めるという観点で取り組んできたところでございます。具体的には、まず直轄工事におきましては、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定ですとか、スライド条項の適切な運用等を実施してきたところでございます。

また、例えば公共発注者におきましては、スライド条項の適切な設定・運用・導入といったところもそうでございますし、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすことなどによりまして、リアルタイムで都道府県の発注の際の資材単価へ更新いただけるような形にしていくといったことを要請してきたところでございます。また民間発注者、建設業団体の皆様に対しては、必要な契約変更の実施等につきましても要請させてきていただいたというところでございます。

そうした中で、1つ調査の結果を御紹介申し上げますと、12ページのところでございます。公共工事におけるスライド条項の運用基準の策定状況について、調査を行ってございます。これは、昨年の7月1日時点のものでございますけれども、国では約7割程度、また、特殊法人、都道府県、指定都市では100%、もしくは9割を超えているという状況になってございますが、市区町村のところでは、現在、半分弱でしか導入されていないという状況になってございます。これは昨年度に調査した際には、まだ3割強ぐらいになってございましたので、一定程度の進捗は見られてきているところではございますが、引き続き、市区町村も含めて公共発注者では、適切にスライド条項を導入いただきまして、運用いただくといったことが必要になるといった認識でございます。

こうした資材価格に加えまして、現在、大きな課題になっておりますのは、労務費の転嫁でございます。13ページでございますが、業界をまたいで、現在は労務費が上昇基調にあるところでございまして、資材費に加えまして、この労務費につきましても適切に転嫁を行っていくといったことが必要な状況になってございます。

そうしたことを受けまして、昨年の11月でございますけれども、内閣官房、公正取引委員会から労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針といったものが、掲示されてございます。本指針の性格という、資料の上のところでございますけれども、この転嫁を行っていくに際しての発注者、受注者の双方の立場からの行動指針ということで、12の指針が挙げられてございます。

例えば、同じ13ページにございますけれども、行動②というところを御覧ください。発注者として取るべき行動として、発注者側から、定期的な協議の実施を申し出るべきであるといったような行動指針ですとか、右側にございますけれども、行動⑤、要請があれば、きちんと協議のテーブルにつくこと、そういったようなことが発注者として取るべき行動として挙げられてございます。

また、14ページをおめくりいただければと存じますが、受注者として取るべき行動といったしまして、窓口の活用などのほかに、行動②というところがございますが、根拠とする資料という項目がございます。これは、受注者との価格交渉におきまして、もろもろの根拠資料を出していくこととなりますけれども、その際に最低賃金の上昇率ですとか、春闘の妥結額など、公表資料を用いることといったことがうたわれてございます。建設業に関して申し上げますと、先ほど御紹介申し上げました設計労務単価、これも公表資料として、こうした交渉の際に御活用いただけるようにということを考えているところでございます。

さらに右側の今後の対応というところがございますが、公正取引委員会は、この指針に基づきまして行動を行っていただきたいということが前提でございますけれども、これらに沿わないような行為があつて、公正な競争を阻害するおそれがある場合につきましては、独禁法ですとか、下請代金法に基づいて厳正に対処していくといったことを表明してございまして、実際に今現在、様々な個社に関する公表などが行われているような状況でございます。

これらの指針に対する国土交通省の建設部局の対応でございますが、15ページを御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、11月に指針が出された後に国土交通省においては、本趣旨の周知を建設業に關係する団体に対して行わせていただいております。さらに、総合工事業に関しましては、指針の周知ということをお願いしてございまして、17団体から、会員企業約4万6,000社に対して周知を行っていただいたところでございます。

加えまして、1月末に総合工事業の各業界団体に対しまして、この労務費の指針を踏まえまして自主行動計画の改定でございますとか、さらには、加盟されている企業におかれて、パートナーシップ構築宣言、これも労務費の転嫁に関するものを盛り込んでいただいて、可能な限り3月末、もしくは6月末を期限といたしまして、本指針の内容の反映策定を行うことをお願いさせていただいているところでございまして、既に業界団体におかれましては、報道等にもございますけれども、実際にこの行動指針に沿った自主行動計画の策定、改定が行われつつあるところでございまして、引き続き、業界とも一体となって、この労務費、資材の価格の転嫁を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

これが1つ目、賃上げ、資材価格高騰の関係でございますが、続きまして、2つ目の柱でございます、働き方改革についてでございます。

資料はもう1枚おめくりいただきまして、17ページを御覧ください。こちらにつきましては、現況といたしまして、これまでの業界全体を挙げた取組の成果といたしまして、労働時間が、他産業よりも大きく減少してきたところでございます。右側のグラフを御覧いただければと存じますが、この5年で見ても、建設業と全産業を見たときに、全産業に比べて建設業のほうが多く実労働時間が減ってきているところではございますが、なおそれでも、全産業よりも長い労働時間という実態がございます。

先ほど、冒頭で塩見の挨拶にもございましたが、4月から適用となります時間外労働の上限規制にも的確に対応して、将来にわたって担い手を確保していくために、引き続き取り組んでいく必要がございます。そうしたことを目指して、最近の取組といたしましては、この4月からの規制内容の周知徹底ですとか、公共工事における週休2日工事の対象拡大、また、適正な工期設定に向けて、後ほど審議いただきます工期に関する基準の周知ですとか、そういったことを行わせてきていただいたところでございます。

翻って現況につきましては、18ページを御覧ください。これは例えば、週休2日のところでございますけれども、なお、やはり4週6休が多いといったような休日の、例えば取得状況になっているところでございます。

こうした中で、働き方を進めていくための取組について、19ページ以降で御紹介申し上げますが、まずは直轄の土木工事における働き方改革に向けた取組でございます。大きく2つ柱がございますが、まずは週休2日の質の向上の拡大ということで、現在、直轄土木工事におきましては、全て週休2日で発注しているところでございますが、他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組ということで、月単位の週休2日推進に向けた補正係数の新設ですとか、完全週休2日を促すために、実施されている企業に対しての成績評価における加点などの取組を行ってございます。

また、時間外労働規制の適用の対応ということで、工事・業務におきます現場環境改善といたしまして、例えば、ウイークリースタンスの徹底ですとか、受注者におかれましての書類作成業務の負担軽減ということでガイドラインの作成ですとか、書類を限定した調査の実施ですとかといったことの原則化などを行ってございます。

また、書類作成の経費など、現場管理費の増加を反映した必要経費の見直しですとか、移動時間、これも一定の場合は労働時間に含まれてまいりますので、現場への移動時間を考慮

した歩掛の見直しなどについても取り組ませていただいているところでございます。

こうした直轄の取組に加えまして、公共工事の、もう少し幅を広げて見てまいりますと、20ページを御覧ください。こちらにつきましても、まずは休日の考慮状況、発注における休日を考慮している状況についての調査でございます。現在、国・特殊法人・都道府県・指定法人では、全団体で休日を考慮した発注の工期の設定となっている一方で、市区町村では半数近くにとどまっているといった現状でございます。

また、1枚おめくりいただきまして、週休2日工事の実施状況という点に関しましては、都道府県・指定都市におきましては、全てで週休2日工事を実施している。また、国では約半数となっておりますけれども、特殊法人・市区町村では3割未満にとどまっているといった状況でございますので、適切な休日の考慮ですとか、週休2日工事の実施につきまして、さらなる取組が必要であると考えているところでございます。

その次のページ、22ページでございますけれども、こちらは都道府県における週休2日の取組状況の御紹介でございます。週休2日の達成率といたしまして、令和4年度の工事完了件数の中に占める、4週8休達成状況について見える化したものでございますけれども、さらに1枚おめくりいただいて23ページを御覧いただきますと、令和3年度の取組状況というものがございます。日本地図のほうを御覧いただくと、達成率というものが3割未満の自治体が多くを占めているところではございましたが、22ページにお戻りいただきますと、令和4年度の達成率を見てまいりますと、大分30%未満というのは減ってきているところでございまして、75%以上実施しているところが4団体増加、また、30%以上75%未満の実施状況というところが、大分増えてきているといったような状況にはございます。こうしたところも、引き続き週休2日をやるだけではなくて、達成率を高めていくといったことが必要になってまいると考えているところでございます。

加えまして、24ページでございます。こうした休日の設定というところもそうではございますが、そうした適切な休日の取得ですとか、超勤の縮減のためには、公共工事の施工時期の平準化が必要だと考えてございまして、これまでも指標を設けまして、平準化率という形で見える化を図ってきたところでございます。

具体的にはでございますけれども、1年間の4月から3月の閑散期・繁忙期といったグラフがございましてけれども、これまでは閑散期は、予算の関係で成立後の4月から6月が閑散期となつてございましたけれども、左下でございますとおり、(さ)(し)(す)(せ)(そ)の取組ということで、例えば、債務負担行為の活用、繰越し手続、積算の前倒しといった形

で、年度をまたいで、もしくは年度当初にきちんと発注することによりまして、閑散期の発注量を増やしていくといったことに取り組んできたところでございます。

しかしながら、右側の真ん中のところに矢印が2つある図がございますけれども、閑散期を解消するとともに、繁忙期の解消、ピークカットも促進する必要があると考えてございます。これは繁忙期を、今はグラフ上では12月から3月としてございますが、もちろん地域によって、例えば、積雪の地域であれば、もう少し早まるなど、地域によって繁忙期が異なってくるものではございますが、右下にございますけれども、繁忙期の工事稼働数を年間の平均稼働数に近づけていくといったような手法も必要だと考えてございまして、そうしたピークカットに向けた新指標を検討いたしまして、閑散期と同様に自治体ごとに改善目標を設定して、進捗の見える化を図っていくことによりまして、これまでの閑散期は増やしていくことに加えまして、繁忙期は減らしていくといったことを通じまして、年間を通じた施工時期の平準化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

こうしたところで、公共工事にもろもろ取り組んでいるところの御紹介でございましたが、25ページを御覧ください。もちろん個社におかれまして、これからの上限の労規制、また、働き方改革に向けての取組を行っていただいているところでございますが、民間の団体におかれまして、様々な取組を実施していただいているところでございます。

例えば、この3月からは、日建連様、全建様、全中建様、建専連様に連合していただきまして、大手・中小を問わず業界を挙げてということで、建設現場の土日一斉閉所運動を展開していただいているところでございます。

加えまして、例えば、日建連様におかれては適正工期確保宣言、また、全建様におかれましては、適正工期見積り運動という形で、適正に工期を確保するような見積りをやっというといった運動を展開していただいているところでございます。こうした形で、個社の取組に加えまして、団体としても取り組んでいただきまして、業界全体で、今は働き方改革に向けた動きが進んできているところだと認識してございます。

そうしたことを後押しさせていただくために、26ページでございますけれども、国土交通省におきまして、令和5年度の補正予算において効率的な建設工事を後押しさせていただくような事業を確保させていただいてございます。具体的には、下の事業の内容というところがございますけれども、各いろいろな業種、業種におかれまして、様々な課題があると考えてございます。

例えばでございますけれども、工程管理がうまくなされていなくてしわ寄せが起こって

るですとか、もしくは、元請・下請間のいろいろコミュニケーションの問題によりまして、なかなか実労働時間が確保できていないですとか、様々な問題があるかと考えてございますけれども、そういった問題を、具体のこうした取組をすればできるのではないかとといった取組について、実際にやろうと思えばかなり増し経費がかかってくることになりますので、そうしたところをモデル事業として国のほうで御支援させていただきます。そうしたモデル事業としてやっていただいた成果につきまして、業種ごとに横展開させていただくことによりまして、いろいろな業種がございますけれども、業種、業種ごとの効率的な建設工事の促進というものを図っていきたい、そうした趣旨の3事業になってございまして、今後、業種ごとの実際のモデル工事の募集というものを行わせていただきたいと思いますと考えております。

ここまで、様々な取組のことを御紹介させていただきましたけれども、少し毛色が変わりますけれども、27ページを御覧ください。今までのところは、技能者の方々も含めた現場の改善というところでございますけれども、現場のところで重要な働きを行っていただいております、監理技術者の方々につきましても、様々な働き方の合理化ですとかが必要であると考えてございます。

そのために、昨年の12月から技術者制度検討会第2期ということで、ここにいらっしゃいます堀田委員、西野委員にも御参画いただいておりますけれども、監理技術者の方の配置の在り方、例えばですけれども、専任工事監理技術者の方、専任で当たっていただく必要がございますけれども、例えば、育休を含む休暇取得ですとか、もしくは勤務間インターバルなどを取られるような際に、一時的に現場を不在にする際の対応をどうすべきかといったこととございまして、また、ちょっと毛色は変わりますけれども、右側にございますけれども、企業の集団の中で、どういう場合であれば監理技術者の方々を合理的に配置いただけるか、そういったような観点で、監理技術者の方の配置の在り方の合理化ですとか、担い手確保の観点からの制度の運用についての見直しということを行わせていただいております。

また、もう一つ、話題は変わりますけれども、28ページでございます。外国人労働者の関係でございます。報道等でも報じられてございますけれども、今後、外国人の受入れに関して、もろもろの制度が変わってございます。具体的には、3月15日に入管法・育成就労法という2つの法律が国会に提出されているところでございまして、さらに1枚おめくりいただきまして、29ページを御覧いただければと存じますが、これまでの技能実習という制

度に代わりまして、育成就労という制度が導入されてまいります。例えば、転籍の制限緩和ですとか、もしくはブローカーの対策等も適切に行っていくことによりまして、日本に入っただけで外国人労働者の方々にも、さらに活躍いただけるような形の制度としていくような予定でございます。

さらに特定技能に関しましても、今後の受入れ方針につきまして、年度内をめどに建設業に関しましても方針が出ていくといったような予定になってございまして、こうした形で、外国人労働者の方々の受入れもそうですし、技能者の方々、技術者の方々、それぞれについて働き方というものをきちんと、適切な働き方を担保していくことによりまして、業界として担い手を確保していくといったことを進めていければと、政府として考えているところでございます。

今回さらにその上で、30ページでございますけれども、今回の時間外労働規制の労働時間短縮をチャンスと捉えて、持続可能な建設業に向けた働き方改革を強力に推進するべく、今後、実施していく施策についてパッケージという形で取りまとめたいと考えてございます。

今、これは今回はちょっと骨子という形で概要をお示しさせていただいているところでございますが、大きく5つの柱がございます。

1つは、時間外労働規制の理解促進ということで、業界の皆様が、実際に現場、現場でやられる際に、労基法の解釈等についてお悩み、どうすればいいのかといったことの対応についてのお悩み等々、たくさん出てきていると承知してございます。そうしたものについて、業界の皆様の声を受け止めさせていただいて、解釈ですとか、運用を明確化するための枠組みづくりを行う。そうしたことによりまして、規制に関しての理解促進をさらに深めていただくという柱ですとか。

2つ目の柱といたしましては、労働時間の縮減ということで、週休2日工事の拡大、一斉閉所の拡大といったことを行っていく。

また、3つ目は適正な工期の設定といたしまして、後ほど御審議いただきます工期に関する基準の拡充ですとか、こうした規制を遵守していただくための建設Gメンの拡充といったこと。

また、4つ目の柱といたしまして、生産性向上、超過勤務の縮減方策ということで、工事関係書類の縮減ですとか、新しい施工方法、また、御紹介申し上げました平準化の促進、さらにはDXの推進といった形で、生産性向上、超過勤務の縮減方策をまとめていく。

さらに5つ目の柱といたしまして、実効性の向上ということで、業界の皆様と、先ほど総会議のところで御紹介申し上げた賃上げの目標などを共有させていただくことを考えてございます。

こうした5つの柱は、これから具体の策について肉付けを行ってまいると考えてございますが、これから実施していくことを政策のパッケージとして打ち出していくことによりまして、政府として、国交省といたしまして、体系立って働き方を進めていけるような形にしていきたいといったところでございます。

最後は、3つ目の柱でございますけれども、建設業法等の改正についてでございます。32ページを御覧いただければと存じますが、これも冒頭の御挨拶でございましたけれども、昨年の5月から9月にかけて、中建審の基本問題小委員会につきまして、極めて短い期間ではございましたけれども、熱心な御議論をいただいたところでございます。

そうした中で、33ページに取りまとめのほうを掲載させていただいてございますが、まずはその中で、赤字にしている部分でございますけれども、適切なリスク分担、賃金原資の確保・行き渡り。また、就労環境を実現する働き方、生産性向上の3つの柱について取りまとめをいただいたところでございますが、赤字の部分というのが、法改正が必要となる部分でございますので、この部分につきまして、法案の改正案を今回は提出させていただいてございます。

また、残りの黒字の部分につきましても、後ほど出てまいりますけれども、この法改正の施行に合わせて、運用等を検討していく予定でございますが、まずは、法改正の中身について御紹介を申し上げます。

3ページおめくりいただきまして、36ページを御覧ください。大きく処遇改善、資材価格高騰、働き方改革についての柱がございまして、まずは、処遇改善についてでございます。1つ目が、建設業者の責務、取組状況の調査ということで、労働者の処遇改善を建設業者の努力義務として法律の中に位置づけてまいります。

それに対して国が、建設業者の取組状況を調査・公表させていただきまして、この中建審に御報告させていただくという立てつけにしております。それによりまして右側の図にございますけれども、実際に施策を打って、業界に取り組んでいただきまして、我々が調査・公表させていただいて御報告するという形で、PDCAサイクルを回していけるといった形にしていきたいと考えてございます。

さらに労務費の確保と行き渡りというところで、実質的な規制の部分になってまいりま

すけれども、中央建設業審議会におきまして、標準労務費とありましたが、労務費の基準を作成・勧告していただくこととしてございます。この労務費の基準を物差しといたしまして、それを著しく下回るような、著しく低い労務費による見積りの提出ですとか、逆に注文者の側が、それを著しく下回ることとなるような見積りの変更依頼を行うといったことの禁止を法律でしてまいります。

それらに違反した発注者に対しまして、国土交通大臣が勧告・公表するような権限を設けるとともに、建設業者の方々に関しましては、現行の規定によりまして、建設業法に基づいて指導・監督をすることによりまして、右下にございますけれども、労務費が賃金として行き渡るように、適切に発注者から元請、さらには、実際に技能者の方々を雇用されているところまで行き渡るようにするといったことを、まずは制度として担保していくところがございます。

2つ目の柱といたしましては、資材高騰の関係でございます。1枚おめくりいただきまして、37ページを御覧ください。先ほど、御紹介申し上げましたけれども、契約の中で、契約の変更に関する条項がないといったような契約も多くあるところでございますけれども、まずは今回の改正によりまして、契約の中で資材高騰が起こった場合に、請負代金等をどう変更していくか、そういったことを法定の記載事項として明確化していくところがございます。

具体的には、協議して定めるといったことを定めていただくことをイメージしてございますが、これによりまして、まず1段階目、契約の履行上の問題として、きちんと資材価格の高騰に対応することを協議いただくといったことを入れていく。

さらには、2つ目の仕組みといたしまして、まずは、受注者のほうから契約前に資材高騰のおそれ情報、リスク情報を通知していただくような義務を設けます。その通知されたリスク情報に基づきまして契約後のルールといたしまして、実際にそういった現象が発現した場合には、注文者のほうにおいて誠実に協議に応じていただくといった努力義務をかけていく次第でございます。ちなみにこれは、公共発注者に関しては、協議に応じる義務というのをかけてまいります。そうした、先ほど申し上げた契約に基づく履行の義務に加えまして、リスク情報を提供して、それに基づいたことについては、きちんと協議のテーブルについていただくといったことによりまして、きちんと資材価格高騰に対応した協議が行われることを通じまして、高騰の転嫁の協議が円滑化していくということ、実現していくといったような制度組みを行っているところでございます。

最後、3つ目でございますけれども、38ページを御覧ください。働き方改革と生産性向上についてでございます。働き方改革につきましては、従前からこちらにも御意見をいただいておりますけれども、1にも、2にも、やはり工期の適正な設定が重要になってまいります。そのために、現行は注文者に関しては著しく短い工期での契約締結を禁止してございますけれども、新たに受注者のほうにも、工期ダンピングを禁止していくことを予定してございます。それによりまして、注文者の側でも、受注者の側でも工期ダンピングできないようにすることによりまして、まずは当初段階で、きちんとした工期設定が図られていく、そういったことを制度的に担保していくことを予定してございます。

さらに左下でございますけれども、工期変更の協議円滑化ということで、先ほどの資材価格と同様に、例えば、資材が入手困難になるおそれがあるような情報ということを注文者に通知していただく義務を講じてまいります。その上で、通知を受けた注文者に関しましては、そういった状況が発生した場合には、誠実に協議に応じていただく努力義務をかけていくことによりまして、期中でそういった状況が生じた場合にも、適切に契約変更が行われていくといったことを制度的に担保してまいりたいと考えてございます。

加えまして、働き方改革に伴って生産性向上が重要となっております。そのために、1つは右上のところでございますけれども、現場技術者の専任義務の合理化ということで、これまで4,000万円以上の現場技術者の方は、専任で配置していただくことを求めてございますが、政令の額と書いてございますが、大体今は1億円未満を予定してございますけれども、現場間の移動が容易であるとか、ICTを活用いただいて、遠隔での現場確認が可能となってくるものに関しましては、まずは2現場まで、もしくは営業所と現場を兼ねていただける、そういったような規制緩和を考えているところでございます。

加えまして、右下でございますけれども、ICTを活用した現場管理の効率化は、生産性向上のために重要でございます。そのために、国が現場管理のための指針を作成いたしまして、まずは特定建設業者の方々、また、公共工事の受注者の方々に、この指針に沿った現場管理を行っていただくといったようなことを、法律の中に位置づけてまいります。もちろんこの指針は、そういった特定建設業者の方々、受注者の方々、公共工事の受注者の方々に限らず、様々な業界の事業者の皆様に活用していただけるようなものにしていきたいと考えてございます。

また、あと少し細かいんですけども、ICTを活用いただける場合に、これまで公共発注者の方に、原則は紙で出していたかなければならなかった施工体制台帳につきまして

は、ICT等を使って確認できる場合については、提出義務を不要にするといったような合理化ということを考えていくところでございまして、こうした形で、まずは労務費の行き渡り確保、資材価格の高騰、働き方改革、生産性向上、3本の柱で、法律として様々な規制、制度をつくっていくことによりまして、こうした動きを後押ししていきたいと考えているところでございます。

そうした際に、やはりこの法律をつくるだけではなくて、実効性の確保が極めて重要だと考えてございます。39ページを御覧いただければと存じますが、もちろん規制に沿って、まずは相対の契約の中で、もろもろをやっていただくということが必要であると考えてございますが、どうしても力関係ですとか、不適切な取引関係が出てくるといったケースが出てまいります。

そうしたことに對しまして、これまでは建設Gメンという形で、様々な法令順守の体制をモニターさせていただいているところでございますが、この建設Gメンに對しまして、例えば、真ん中のところ、ピンクのところがございますけれども、調査対象の拡大ということで大臣許可業者に加えて、都道府県の知事許可業者についても調査の対象にするですとか、調査内容の拡充といたしまして、右側の拡充という箱は、ちょっと字が細かくて恐縮なのですが、法律の施行を待たずに労務費の関係ですとか、工期の関係、内容を拡充して調査を行っていくということを考えてございます。

そのための体制といたしまして、右下にございますけれども、これまで約70名の体制でやっておりましたものを、来年度以降は倍増いたしまして140名弱の体制といたしまして、こうした適正な取引のモニターに向けた監視体制というものを強化していきたいということで考えているところでございます。

こうした形で法律を提出させていただきまして、実効体制についても確保してきたところでございますが、今後の道行きについて、40ページに書かせていただいております。申し上げましたとおり、今、国会に提出させていただいたところでございますので、国会のほうで審議いただいて、法律が成立してからということになりますので、今回はあくまでも法律が成立した場合のイメージという形ではございますけれども、例えばでございますけれども、5年前の法改正のときを見てまいりますと、大体6月ぐらいに法律が成立して公布された場合というイメージでございます。先ほど申し上げました3つの柱がございまして、労働者の処遇改善の関係は、全体の労務費の基準に基づいた見積規制ですとか価格のダンピング規制は、公布から1年半後に施行となりますので、6月に成立した場合には、

2025年12月に施行していくこととなります。

それに当たりまして、1つには、労務費の基準というものは、中建審で勧告いただくこととなりますので、ワーキングにおいて労務費の基準というものを作成いただくということを考えてございます。もちろん、これは9月からというふうになってございますけれども、その前から検討を前倒してやっていくことを考えてございますが、座組といたしまして、この中建審で勧告いただけるようになるという権限ができるのが9月からになりますので、その辺りからワーキングでの議論、その前にも、実際には検討を進めてまいりますけれども、そういったことをやりつつ、実際の運用上、必要になってまいりますガイドラインの改正ですとか、制度上の整備、運用の整備といったことにつきましても、並行して行うといったことを考えてございます。

また、資材価格の高騰に関しましては、こちらにも公布から6か月後に施行となりますので、6月に仮に法律が公布された場合におきましては、今年の12月に施行となります。ですのでその間に、契約関係の標準約款の改正ですとか、ガイドライン、運用の整理といったことを行っていく。

また、働き方と生産性向上に関しましては、ICTの現場管理ですとか、技術者の配置規制の合理化、こちらについても、今年の12月が施行となることを予想してございます。そのために、ICTの指針ですとか、運用の整理といったことを行っていく。

また、工期ダンピングの規制に関しましては、先ほどの価格の部分と同様のダンピングの規制となりますので、2025年の12月の施行となってまいりますので、ここは空欄になってございますけれども、労務費と併せて、運用の整理などを行っていくといったような所存でございます。

ちょっと長くなって恐縮でございます。最後でございますけれども、この労務費の基準に関してでございます。41ページのところでございますが、今、申し上げましたとおり、この労務費の基準というものに関しましては、中央建設業審議会から勧告いただくこととなりますが、工期に関する基準と同様にワーキングを設置して検討を行っていくことがよろしいかと考えてございます。そのために、先ほど申し上げましたとおり、公布から3か月以内、9月からこういったことを法律に基づいて行っていくことが可能となってまいります。もし可能であれば、本日の場で、この法律が成立して施行されたあかつきには、ワーキンググループを設置して検討を行っていくといったことについて御了承いただければ、様々な準備を行った上で、こうしたタイミングに合わせて機動的に、速やかにワーキンググ

ループを設置して検討してまいりたいと考えてございますので、お許しいただけるのであれば、そういった形で進めさせていただければと考えているところでございます。

すみません。大変長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

【大久保会長】 御説明ありがとうございました。

ただいま、3点、労務費・賃上げの状況、それから、多方面で行われております働き方改革の取組の状況、最後に昨年10月の小委員会の中間報告も踏まえて、建設業法の法改正の法案の内容について御説明をいただきました。

ただいまの御説明について、これから委員の皆様には御意見、御質問をお伺いさせていただきます。なお、私のほうから、ちょっと横で見づらいところがあるので、大変恐縮ですがけれども、御発言の際には挙手をしていただいて、お名前を言っていただくと大変ありがたいと思います。それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、宮本さん、お願いします。

【宮本委員】 日本建設業連合会の宮本でございます。

ただいまは、最近の建設業の状況について御丁寧に御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。その点について、4つほど申し上げたいと思います。

1つ目は、賃金引き上げに向けた取組についてであります。御説明にあったとおり、今月の8日に意見交換会において、総理から、建設業はエッセンシャルワーカーであり、建設業の未来への前向きな新3Kに変えていかなければいけないとの御発言をいただき、大変意を強くしたところでございます。

日建連は、この意見交換会における申合せを踏まえて、本年は、技能労働者の賃金が5%を十分に上回る上昇を目標として、今回、大幅に引き上げていただいた設計労務単価を、技能労働者に行き渡せられるような取組を強化してまいりたいと思っております。

さらに建設業の働き方改革や担い手確保に向けた取組を加速していくためには、少なくとも全産業平均並みの賃金水準を目指すことが必要であります。大変一生懸命上げていただいておりますけれども、国におかれましても、今後とも、設計労務単価の大幅な引上げをお願いいたしたく思います。

また、賃金引き上げを公共工事のみならず、民間工事の技能労働者にも波及させることが重要であります。建設工事における民間工事の割合は65%と言われておりますので、そこに波及させるためには、やはり御発注者、特に民間の御発注者の理解を得るように努めることが大切でありまして、私どもも努力してまいりますけれども、国におかれましても、必要な

価格転嫁への協力を働きかけていただきますよう、お願いしたいと思います。

2つ目は、建設業法等の改正についてです。先日、閣議決定された建設業法等の改正案は、請負契約の透明化による適切なリスク分担など、これまで私たちが、この中央建設審議会の場で主張してきたことが反映されていて、大変感謝しているところでございます。先ほども、資材価格の高騰等に対して、契約変更が必ずしも十分に行われていない等の説明がありましたけれども、このような価格変動リスクに対して、請負代金等の変更方法を契約書記載事項として明確化することなど、受発注者間の契約取引に関する規定が整備されることは、大変大きな意義があると考えます。

併せて、今回の法案には働き方改革の実現に向けて、工期ダンピング対策の強化などが盛り込まれています。御審議される工期に関する基準も含め、こうした制度をバックにしつつ、日建連としても、発注者の御理解を得て適正な工期の確保を進め、時間外労働上限規制への対応に万全を期してまいりたいと思います。

今後、政省令・ガイドライン等の検討の際には、日建連としても必要に応じて意見を申し上げたいと思っておりますので、御配慮をよろしくお願い申し上げます。

また将来、現場の技能労働者が確保できない事態となると、建設事業が持続可能でなくなりますので、斉藤大臣からも御発言のあったように、今回の法改正は、発注者の皆様におかれましても重要な意義を持つものであります。ぜひ、発注者の方々にも、改正の趣旨をしっかりと御周知いただくようお願いしたいと思います。

3つ目は、建設キャリアアップシステムです。登録技能労働者数が2月末時点で138万人を超えるなど、CCUSを利用できる環境は整ってきています。一方で、CCUS本来の目的である技能労働者の処遇改善を実現していくためには、就業履歴の蓄積こそが最も重要であります。今年度は低位推計における全体目標を初めて下回る結果となる見込みであり、肝心の就業履歴の蓄積が進んでいない状況に、私たちは大変危機感を抱いております。

そのためには、先ほど御説明のありました標準労務費の作成のためのワーキンググループを速やかに設置していただき、できるだけ早急に標準労務費の設定をお願いいたします。その際には、技能労働者の処遇改善に向けて標準労務費とCCUSのレベル別カード等を有機的に結びつける方策を、ぜひ、御検討いただくようお願いいたします。

そして、国土交通省におかれましては、2020年3月に決定された、官民施策パッケージで、令和5年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施とされていることを十分に踏まえていただき、今後のCCUS普及促進に関するロードマップを御作成いただき、技能

労働者の処遇改善を実現する道筋を示していただきたいと存じます。

その第一歩として、従来からお願いしています公共工事、取り分け直轄工事におけるCCUSの義務化を早急に実施していただきますようお願いいたします。

4つ目は、防災・減災・国土強靱化についてです。このたびの令和6年能登半島地震では、お亡くなりになられた方々も多く、お悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますところではありますが、日建連では、被災直後から会員企業が一丸となって国と連携しながら、災害応急対策等に取り組んでまいりました。今後とも、被災地の1日も早い復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んでまいります。

今回の地震による被害の大きさを前にして、改めて実感しましたのは、待ったなしの国土強靱化であります。昨年、国土強靱化実施中期計画が法定化されましたが、国におかれましては、どうか5か年加速化対策の終了を待つことなく、中期計画を早期に策定していただき、十分な予算で国土強靱化を計画的に推進していただくようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【大久保会長】 ありがとうございました。

ただいま、宮本委員のほうから4点、非常に多岐にわたる御意見・御要望をいただきました。1点目は賃上げの状況から、様々な労務単価の引上げ等に関して。また、2点目は今回の建設業法の改正の意義ということで、これから、また受発注者間の協議がさらに進んでいくベースができたこと。それから、働き方改革を、これからさらに進めていくということ。3点目として、CCUS、建設キャリアアップシステムのさらなる活用。ベースの部分は、かなり進んできているものの、やはり本来、制度をつくった意義というところに関して、まだまだやるべきことがあるというお話をいただきました。最後に、今回の能登半島地震も踏まえまして、防災・減災・国土強靱化のさらなる推進の必要性ということに関して、お話を頂戴しました。

この4点に関しまして、特に事務局のほうから御発言はございますでしょうか。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。

いずれも非常に重要な課題でございます。本当に担い手確保のためには賃上げ、働き方改革、そのための法改正なり、労務単価なりという制度設計がございます。官民挙げて、それから受発注者が協力してできるように、いずれも重要な御指摘だと思いますので、しっかり受け止めて対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。

それでは、ほかの方どなたかご発言はございますでしょうか。それでは、お願いします。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。御説明ありがとうございます。

確認となりますが、今回の法改正は、請負契約を締結する受発注者双方が対等な立場で有効な解決策を相談・協議していくということで、契約当事者間のパートナーシップを前提に、円滑なコミュニケーションをベースとした対応が強く求められているというふうに理解しております。そういった意味では、今回とりまとめ頂いた内容について全く違和感もありませんし、私はどちらかというとなら発注者側の立場で出席していると思いますので、そういった意味では、今後もしっかりとパートナーシップを強化して対応・相談していきたいと思っております。

ただ、以前から申し上げておりますが、1点、具体的なこととして、やはり受発注者間では、情報の非対称性が引き続きあるということ、改めて申し上げておきたいと思っております。見積りを取る時等に、受発注者間でリスク情報が共有され、あらかじめ両方で協議すべき事項として確認し合ったリスクが実際に顕在化した場合に、やはり発注者側には、必ずしもそれを細かく理解する能力がない、あるいは、そういった一連の対応に十分な知見がない、ということが、どちらかというとなら一般的だと思います。そのような状況になると何が起こるかと言いますと、やはり情報の非対称ということで、ここは少し今日の議論からは外れるかもしれませんが、例えば、設計事務所であったり、CM業者であったり、そういったところに対応が求められるということになります。そうなってくると、そのような周辺の企業にこれら取り組みの影響が波及するということになります。例えば、これはもう釈迦に説法になりますが、設計監理という業務には、業務報酬基準というものが建築士法で定められています。いわゆる、告示第8号というやつです。要するに労務単価がある意味で抑えられる方向に今はあるということなので、ちょっと細かいことかもしれませんが、そういうところにも協議するプロセスの中で波及するという、建設業界と発注者側だけの問題ではないということ、ここで敢えて言わせていただければと思います。

そして、繰り返しになりますが、民間建設業者の発注者は、個人や中小企業から非常に幅広く、工事に対する専門知識の乏しい発注者が非常に多いということもありますので、今後のガイドラインの策定に当たっては、そうした事情があるということを前提に、よく議論していただいて、民間建設工事の実態をよく踏まえた上で、関係者間のよりよいパートナーシップが構築できるように、是非、契約形態についても協議・検討をしていただければと思います。

今は、労務費単価を上げて、この建設業界に人を集め、良い業界にしていかなければいけないということで、発注者側としても全く異論のないところではございますが、先ほど申し上げた通り、こうした取り組みの影響が周辺事業にも波及するというをお伝えしておきたいと思えます。そして加えて言いますと、今は労務単価と資材費が上がっている中で議論していますが、これだけ円安が進んでいますと、今後、もしかしたら円高で資材費が下がるということもあり得ますので、そういったことはあくまでも経済でございますので、そういった状況も踏まえて、しっかりとパートナーシップを構築できるような具体的な対応が、少しでも示されると良いと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

今、谷澤委員から、発注者サイドのお話として、受発注者間のパートナーシップ、円滑なコミュニケーションというものをしっかりと構築をしていくという観点で、やはり具体的なところで、情報の非対称性というものがどうしても残ってしまうということ。その点に対して、これからさらにどういう対応を進めていくかということ。また当然、建設工事ということは、幅広い関係者があるということで、受発注者以外との関係性もあることを踏まえて、確認ということをお話をいただきました。これに関して、事務局のほうからお願ひします。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。

本当に御指摘のとおり、これからまさに受発注者の協議の中では、CMの方々とか、設計の方々の取組って非常に、工期においても、そういった契約においても非常に大事だと思っております。そういった方々に対しても、きちんと趣旨を御理解いただけるような取組をしっかりとやっていかなければいけない。非常にありがたい御提案だったと思えます。しっかりと受け止めたいと思えます。

また、個人の方々から中小、いろんな情報の非対称性、いろんなプレーヤーがいらっしゃるということは、我々もよく認識しております。運用に当たっては、そういった方々にもきちんと配慮したようなガイドラインのようなものをつくって、大きな負担にならないように、それから混乱が起きないようにしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。非常にありがとうございました。

【大久保会長】 それでは、ほかの方、どなたかいらっしゃいますか。それでは、お願ひします。

【山口委員】 電設工業会の山口でございます。誠に丁寧な御説明をありがとうございました。

また、私ども設備工事業の働き方改革に関して、現場の実態を踏まえたいろんな施策を矢継ぎ早に打ち出していただきまして、本当にありがとうございました。

その中で1点、お願いしたいことがございます。今回、御報告いただきました3つの柱は共通のことだと思いますし、今も御発言がございましたが、いわゆる一連の施策の実効性を高めるという意味では、品確法の基本理念にございます、受発注者が対等の立場だということの共通認識を持った上で、受発注者が対等なコミュニケーションを向上させるということが不可欠だと思います。

私どもも、ここに書かれていること以上に、言うべきことは言えるように意識を変えていくという活動を進めているところでございますけれども、やはり発注者様の御理解が必要なので、一連の施策の具体的な展開に当たって、ぜひ、対等なコミュニケーションを向上させるということを、繰り返し御周知いただければとお願いしたいと思います。

近畿地方整備局におかれては、今年の2月でございますけれども、「受発注者コミュニケーションガイド」を策定されて、公開されておられます。近畿地方整備局御発注の工事を対象に、コミュニケーションのポイントガイドとしてまとめたものでございますけれども、なかなか分かりやすいものにもなっておりますから、こうしたものを、ぜひ、本省の目で見ていただいて、横展開できるものは横展開していただく。あるいは、民間の工事にも援用できるということであれば、そうしたガイドとして示していただけるのが、私どもにとっても非常に有効かなと思いますので、ぜひ、御検討いただければというふうにお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【大久保会長】 ありがとうございます。

設備工事業の現場の実態を踏まえた取組を、さらにこれからも進めていっていただきたいということでお願いされた事項として、施策の実効性をさらに上げていくためには、やはり対等な立場でのコミュニケーションが不可欠であること、さらに実効的に進めていくために、繰り返しの周知についてお願いがありました。加えて近畿でのいろいろな取組の事例についても、御説明をいただきました。

この件に関して、特にはよろしいでしょうか。では、よろしくお願ひします。

それではほかの方、どなたかいらっしゃいますでしょうか。では、よろしくお願ひします。

【岩田委員】 建専連の岩田です。

ちょっと御質問なのですが、36ページのところで、労務費の確保と行き渡りということで、労務費の基準作成・勧告という、中建審が行うということを書いているその下の部分な

んですけど、著しく低い労務費などによる見積りの提出、これは通常必要な労務費を下回るものとなっていますけど、この受注者というものの理解は我々専門工事業者で、下げる見積依頼をするというのも注文者というのは、これは元請さんという理解でいいのかということと、それとその下を書いてある、違反して契約した、ここには発注者となっているんですけど、これは発注者の方ということの理解でよろしいのでしょうか。

【大久保会長】 ただいまの御質問は、36ページの就労改善のところに関する具体的な進め方、取組に関する御質問です。これに関して、事務局のほうから特に御発言はよろしいですか。では、お願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。

法律のちょっと細かい文言のテクニカルタームな部分がございますが、まず、見積提出する受注者の方々、これは建設業者の方々になられるので、その意味では、いわゆる下請の方々になる場合もあれば、発注者との関係で、いわゆる最上流の発注者の方との関係での元請の方々というのも入ります。

その上で、見積り変更依頼をする注文者という部分に関しましても、これは一応、法律上のワーディングの問題なのですが、注文者は、あくまで建設工事を依頼するほうが、注文するほうが注文者という形になりますので、そういう意味では今申し上げたとおり、下請さんとの関係での元請の方が該当する場合もあれば、元請との関係での発注者が入る場合の両方ございます。なので、あくまで建設工事を結ぶ際の注文するほうが、皆さんは全て入られるということと考えていただければと思います。

一方で、違反した場合につきましては発注者、注文者ではなくて発注者と書いてあるのですが、注文者は先ほど申し上げたように、要は一番上から全部契約される側、注文される側が入るんですけども、まず、建設業者の方である場合については、契約を結ばれるのが、それは甲であろうが乙であろうが、基本的には建設業法の中でいろいろな行政指導ですとか、指導・監督を行ってきてございますので、建設業者の方々、基本的には建設業者の方としての行政指導みたいな形でやっていく形になる。

一方で、最初に注文される発注者の方、これは建設業者の方では必ずしも限りませんので、そういった方々については、当然、建設業者ではないので業法に基づく指導・監督とかではなくて、発注者の方には特段で勧告をさせていただくみたいな形の立てつけになっておりますので、建設業者じゃない発注者は勧告をされる。その他の方々、相対でやられる建設業者の方々に関しては、建設業法に基づいての行政指導が行われるといったような御理解を

いただければと思っております。

【大久保会長】 私が気がつかずに申し訳ございません。それでは、奥村委員よろしくお願ひします。

【奥村委員】 全建、奥村でございます。音声は聞こえておりますでしょうか。

【大久保会長】 大丈夫です。

【奥村委員】 本日はリモートで失礼いたしております。

まず初めに、公共工事設計労務単価を昨年に続き、大幅に引き上げていただきましたことに深く感謝申し上げます。全建としましては、来年度においても物価高に負けない賃上げの実現に向け、総理を前に申し合わせた5%を十分に上回る上昇という目標の達成を目指した取組を、全国約2万の会員企業とともに進めてまいります。

また、来月から適用される時間外労働の上限規制に対応するべく、御紹介いただきました「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動等の働き方改革に、なお一層、取り組んでまいります。

その上で、建設業法の改正について、4点申し上げます。

1点目、技能労働者に対する賃金の行き渡りを徹底しようとする政策は、大事なことだと思います。しかし、元請の立場として、1次下請に対する支払いには関与できるものの、1次下請から2次下請、そして労務費の最後の出口である下請から技能労働者への賃金の支払いについて、十分支払われているかどうかを確認する手段がありません。今回の改正法案で、下請の技能労働者の処遇改善、労務費の支払いについて新たに努力義務を課すとのことですが、これだけでは、技能労働者まで賃金を行き渡らせるための実効性に疑義が残りますので、ぜひ、実効性ある運用を検討いただきたいと思います。

2点目、技能労働者の処遇改善策として、今回の改正法案により著しく低い労務費等による見積り提出や、見積り変更依頼をした場合、国交省が勧告できる新たな制度を導入していますが、発注者が労務費を考慮せず一方的に不当に低い請負金額の契約締結を要求してくる場合については、新たな規制の対象となりません。この場合、今までと同様に公正取引委員会による対応となり、実効性に乏しかった現状から改善されないのではとの懸念が残ります。

また、公共工事においても、入札時に一方的に予定価格を切下げられてしまうことがあります。地方では、一律に最低制限価格である92%で落札するということが常態化しており、予定価格の8%分が元請には入ってきておりません。それにもかかわらず、元請から下請に

対しては、労務費を100%支払えと言われても無理があります。このことから、発注者が労務費を削って元請に請負契約を締結させることがないように、運用改善を御検討いただきたいと考えています。

3点目、例えば、10人工の労務歩掛の工事について、実際に10人工で働いているのに、8人工分しか払わないことは問題があります。しかしながら、生産性向上や現場の工夫により、8人工で施工でき、結果的に8人工の労務費だけを支払った場合に、標準労務費を下回って2人工分支払っていないことに対して勧告を受けるといったことにならないか。生産性向上により、工期や人工を圧縮しようとするインセンティブが、今回の施策によって失われることがないか懸念しています。

また逆に、受注者による生産性向上を期待して、発注者が元請に対して8人区分の労務費しか支払わないようになることも問題です。要するに、最後の技能労働者に賃金がきちんと支払われているかが重要なのであって、そこをしっかりと確認する運用にしていきたいと思います。

4点目、資材価格高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止対策について、契約前のルールとして資材価格高騰のおそれ情報を注文者に通知する義務が課されていますが、物価上昇のリスクが常にある中で、抽象的に物価上昇のおそれがあると常時通知しておけばそれでよいのでしょうか。かといって、地政学リスクの有無、それによる価格高騰まで予測しろと言われても無理があります。事前通知について、具体的にどの程度のリスクを通知すればよいのか、方向性を御検討いただければと考えています。

ただいま申し上げました4点について、実効性のある制度設計の検討をお願いいたします。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございました。

ただいまの4点は、これからの施策を具体的に進めていく上でのポイントになると思います。技能労働者の賃金引き上げがしっかりと、複層的な下請構造の中で最終のところまで行き渡るような形を、いかに実現していくかの実効性をどう担保していくかという点。

それから、発注者からのいろいろな要請に対して、国交省の取組、そしてそれが適用されない場合の公取の取組を含めて、この辺りの実効性をどう担保していくか。

3点目として、日本全体が少子高齢化にある中で、生産性向上というのは非常に重要なポイントになるわけです。そのような中で、建設業においても生産性向上のインセンティブが

正しく、しっかりと働くような方策をどう担保していくか。

最後の4点目ですけれども、価格高騰に関して、やはり受注者側としてそのおそれがあるということを通知をする義務については、現実として非常に大きく経済環境が変化しており、これから先も経済環境の変動というものが見込まれる中で、具体的にどのようなところまで通知をしたら実効性あるものになるのかということ。そのようなところが、これからもまたいろいろと具体的な検討事項に含まれるものだと考えております。現段階で特に事務局から、何かあればよろしく申し上げます。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。本当に建設的な御意見をありがとうございます。

具体的なことは、本当にまさにこれから皆さん方の御意見を賜りながらということになるかと思えます。そのときには、技能者への賃金の行き渡りについても、しっかり我々のほうで把握できるような仕組みやなんかも考えていきたいと思えます。先ほど申し上げた建設Gメンの取組を拡充するとか、もっと簡易にそういった行き渡りが分かるようなことを、いろんなシステムの中で分かるようにしたりとか、いろんな仕組みを合わせて考えていきたいと思っております。

著しく低い労務費のところですね。こちらも、こちらについては基本的には、まずしっかり見積りを出していただくということが、まず大事なのかなと思っております。きちんと出していただいて、それに対してのやり取りということになると思えますので、いきなりという場合もあるのかどうか分かりませんが、いきなり言われて指値みたいになっちゃうのかどうか。それはそれで、かなり違反の可能性が高いことになるんじゃないかと思っておりますので、まず、受注者側が我が身を守るという意味でも、きちんとまずは出していただくというところが最初にあるのではないかと思います。

それから、歩切とか、公共発注の話。歩切はもう違反だという形を、いろいろな場面で我々もしっかり取り組んでまいりました。もしそういう事例があれば、しっかりそれは違反だということで取り組んでいきたいと思えます。落札差額のところ、この辺はなかなか難しいところもありますが、しっかりした積算をしっかりといただくことによるということが、まず大事なところになりますし、その上で、現状も労務費のほうは100%見るという状況になっています。そういった前提で、いろいろなところがあるかもしれませんが、工期のところを見直すべきところはあるかもしれませんが、まずしっかりそういった取組をしていくことが必要なかと思えます。

それから、標準労務費の在り方は、まさにまたワーキングの中で詳細設計を、また御議論していただきたいと思っておりますが、基本的には、ある一定規模の仕事をしていただいた金額に標準にかかる費用ということを取りあえず想定して、今回も基本問題小委員会でも御議論いただいたと認識しています。したがって早くやれば、むしろインセンティブになるような仕組みなのかなというふうに、我々は理解しておりました。まだちょっといろんな御不便は、具体的にはワーキングその他の中で、またしっかり受け止めて御議論を進めさせていただければありがたいと思っております。

それからおそれ情報の通知、これもいろんなところでも、先ほども御議論いただきました。何でもかんでも事前に言わなければいけないのかとかというわけじゃなくて、まず、1つ目はやはり契約でしっかり書くということが大事だと思っております。今回そういう意味では、契約事項にそういった価格転嫁の状況を協議しましょうということが書かれることとなりますので、まず、しっかり書くというのが1番目。

おそれ情報につきましては、これもいろんな情報、ありとあらゆるものを書くというのは、多分恐らく不可能でございますから、少しどういったものを書いたらいいのかというようなことは、もうちょっと我々のほうも整理させていただいて、皆様方の御意見も承りながらガイドラインみたいなものでお示しできればいいなと思っております。

現時点では、一応そんな状況でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

これからも具体的な検討に、ぜひ活かしていただきたいと思えます。

ほかの方は、どなたかいらっしゃいますか。

丸山委員、お願いいたします。

【丸山委員】 慶應義塾大学法学部の丸山絵美子と申します。本日は、オンラインで失礼いたします。

御報告いただいた担い手確保等の取組の方向性については、特に異存はございません。専門が契約法・消費者法でございますので、2点ほど、目配りをお願いしたい点についてコメントをさせていただければと思います。

1点目は、民間工事における価格スライド条項や、契約変更の交渉に関しまして、戸建てとかリフォームなど、直接消費者を契約当事者とする場合は工期が短いと思えますので、事情変更の事態はまれではあると思うのですが、仮にスライド条項の適用や交渉が必要な事態となった場合に、消費者というのは、契約書に記載があっても理解できないことも多いの

で、事前の分かりやすい説明や、変更時点での情報・交渉力格差に配慮した対応が、現場では必要となると思います。この点は、何らかの形で目配りをお願いいただければと思います。

2点目も類似した観点になるかもしれませんが、民間工事における工期の変更に関しては、例えば、マンション建設などを考えますと、工期変更のタイミングによっては最終購入者に影響を及ぼし、転居や資金調達の関係で、思わぬ損害が発生する可能性があります。エンドユーザーに不測の損害が発生しないよう、全体像を描いていただければと思います。

全体の方向性についての異論はございませんので、政策の推進が、消費者やエンドユーザーに不測の損害をもたらしたり、トラブルが発生するような事態とならないよう、御留意いただきたいという趣旨でございます。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。

今、丸山委員から、これから具体的に実行に移していく中で、個人やエンドユーザー、特に個人への影響に関して、戸建てやマンション建設において、具体的な例を挙げていただきながら、しっかりと目配りをしていけないといけない、留意をしていけないといけないことということをお話をいただきました。これらについては、これからの具体的な検討の中で、しっかりと活かしていただければと思います。

ほかに、どなたか、いらっしゃいませんか。では、お願いします。

【土志田委員】 全中建の土志田でございます。常日頃、あらゆる施策の検討いただいて、大変感謝をしているところでございます。ありがとうございます。

1点だけなのですが、先ほど、全建の奥村会長からありました、地方においては落札率が低くて、労務費を100%、なかなか払うことが難しいという御発言がございました。これはまさしく、我々全中建としても同意見でございまして、例えば、労務費だけでなく、安全衛生経費や社会保険料、これなども、やはり100%お支払いをしなければいけないのですが、実際に地方自治体発注工事においては100%でなく、受注率が80%台、少しいところで、先ほど奥村会長がおっしゃっていた92%の落札率ということが、いまだに続いております。

先般、岸田総理との意見交換のときにも、まさしく技能者の5%アップを我々はお約束をしたわけですが、そのときにも私は発言をさせていただきましたが、やはり賃上げ原資をしっかりと担保していただきたいということをお願い申し上げましたので、この場でも同じ発言をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大久保会長】 ありがとうございました。

土志田委員のほうから、建設工事ということに関しては、当然に各地域によって、置かれた状況というのはかなり違うなかで、特に地方においては、落札率が低いこと等の影響によって、労務費や安全衛生経費等の100%の支払いを、どう担保していくかという問題が発生する可能性がある。そのような意味では、全体として、前提となる賃上げ原資をしっかりと担保していただきたいというお話がございました。この点についても、これからの検討の中で御配慮いただきたいと思います。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。では、お願いします。

【小山委員】 JR東日本の小山と申します。よろしくお願ひいたします。

鉄道事業におきましても、鉄道運行の安全・安定輸送等を図る上での、あるいは利便性向上のための改良工事、メンテナンス工事などを行う上で、建設業の持続的な発展というのは、我々にとっても必要不可欠であると思っておりますし、その中での働き方改革というのが、やはり一番重要な課題だと認識しているところでございます。

鉄道の工事は若干特殊なところもありまして、作業できる環境というのがかなり限られていることが多く、例えば、線路の中で行う工事は、夜間の終電が終わってから、初電までの間で行うことが非常に多くなってございます。こういう厳しい環境の中で、働き方改革をやっていかなければいけないということで、我々も例えば、終電を若干繰り上げて、夜間の作業ができる時間帯を増やす、あるいは、ローカルのほうで、お客様が比較的少ない線区などでは、昼間の時間帯に若干列車を止めさせていただいて工事を行うなど、そういう施工環境を整えることなどに、取り組んでいるところでございます。

こういう取組が、やはり建設業の働き方改革という面でも、非常に重要だということでございますので、我々も当然、影響のあるお客様に対して御説明はしていきますけれども、是非とも、関係の皆様のお支援をいただければありがたいと思っております。

また、工事費とか工期の話がありましたけれども、まさに我々も発注者として工事を契約するとき、あるいは、工事途中においても、しっかりと受注されている皆様とコミュニケーションを取ることが非常に重要だということを考えております。併せて、改正案の柱の中にありますけれども、生産性を向上していくということが非常に重要だと考えております。昨今のDXの活用であったり、機械化施工、あるいは、手続の簡素化など、いろいろなメニューが挙げられていますけれども、こういう観点でも発注者、受注者の双方がお互いに取り組んでいくことが必要だと思いますので、引き続きそういう面でのご協力も、よろし

くお願いしたいと思います。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

今、小山委員のほうから2点、働き方改革、これは今回の御説明でもありましたとおり、これからの建設業の持続可能な維持、それから拡大、向上のために非常に重要なポイントです。鉄道工事では、国の中で不可欠な交通インフラを安定して運営していくこととのバランスの中でどう進めていくか、という難しさがあります。いろいろとその状況に応じた努力の必要があるということで、関係者もさらに広がっていくということもあります。その点に関して、国土交通省は、この建設業法改正案の今後の検討の中でも、ぜひ配慮していただきたいというお話。それから、やはり受発注者間のコミュニケーションは重要ということ。これは建設業にかかわらずということだと思いますが、いろいろな課題を解決していく中で、生産性の向上ということが、やはり大きな1つの解決策になると思います。建設業の中においても、この辺りのICTのさらなる活用等をさらに進めていただきたいというお話がありました。

本件については、特によろしいですか。

ほかにどなたか、いらっしゃいますでしょうか。では、お願いします。

【小倉委員】 全建総連の小倉でございます。

まず、2月16日に公表されました、公共工事設計労務単価の5.9%、12年連続での引上げ、そして3月8日の改正建設業法と入契法の閣議決定、同日に首相官邸で開催をされました、岸田首相と関係閣僚を含めた建設業4団体との意見交換会など、持続可能な建設業の実現に向けて、切れ目のない施策や取組が展開をされておりますことに、国土交通省の方々をはじめ、全ての関係者に感謝を申し上げたい、そのように思っているところであります。

その上で、何点か意見を申し述べさせていただきます。本日の資料におきましては、重要な政策課題の進捗状況や方向性が示されておりますけれども、その中でも30ページの建設業の働き方改革に向けた施策パッケージ、そして40ページの改正法施行後のロードマップは極めて重要であると認識をしているところであります。

施策パッケージにつきましては、4月からの時間外労働規制の適用を迫る中で、まさに時期を得たものであり、後ほど資料説明がある工期に関する基準を含めて、ぜひ、強力で推進をしていただきたいと思いますと考えております。

ロードマップにつきましても、中建審ワーキングの設置や政省令等の整備あるいは改正など、遅滞なく対応すべきでありますし、大きな柱でもある標準労務費につきましても、多くの工種での早期の基準策定を、ぜひ、お願いをしたいと思っております。

また、こうした一連の動きにつきましても、建設業が新たなフェーズに移行するということを意味していると認識しておりますけれども、各種施策や制度が機能するように、特に指導・勧告などについては、実効ある運用をしていただきたいと思いますし強く思っている次第であります。

最後に1点、私どもの取組について御紹介をさせていただきます。全建総連では、昨年11月から持続可能な建設業の実現に向けた、100万人国会請願署名に取り組んでおります。請願内容は、技能者の処遇改善、担い手確保・育成、CCUSの普及促進の3項目でありまして、現在の署名数は衆参合計で85万筆、2月から開始をした国会議員の賛同署名は、7政党、無所属を含めて180人を超える規模となっております。4月中旬の締切りまでには、100万筆、250名以上の賛同議員に達すると確信をしているところでありますが、官民一体となって推し進めている施策を後押しすべく、全国61万人の組合員の総力を挙げて、引き続き魅力ある建設産業の実現に向けて対応してまいりたいと、そのように考えているところであります。

私からは、以上です。

【大久保会長】 小倉委員、ありがとうございました。

今の話にもありましたとおり、施策パッケージ、それからロードマップ、これをしっかりと進めていくということの重要性に関しまして、改めて強い御意見をいただきたいと思っております。早期に実効性のある運用が実現できるように、これからまた関係者、それから国土交通省の皆様も含めて、しっかりと進めていっていただきたいと思っております。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

それでは、渡邊さん。

【渡邊委員】 URの渡邊と申します。本件に関しまして、特に異論はございませんが、1点、現状を含めまして少しお願いを申し上げたい部分がございます。

昨今の、やはり担い手不足という中で、一番業務の中で感じておりますのが、やはり設備業者、電気系の業者さん、いわゆる職人さん、そちらの担い手が非常に不足しておりまして、建設業者の中でも、かなりそちらに対する魅力づけというのが重要なと感じております。

昨今は、やはりIT技術等々が進んでいる中で電気系の若手においては、どちらかという

とそちらのほうに魅力を感じている方が多くて、なかなかこういう業界に入ってこよという若者が、ちょっと少ないのかなというのを非常に感じている中で、こういった育成技能ですとか、技能制度、CCUS的なところで、そういったところをうまくカバーできるような形で魅力づけ向上で、若手の担い手をどんどん増やしていただきたいという職種分野だなと感じておりますので、その辺りをよろしくお願いします。

【大久保会長】 渡邊委員、ありがとうございました。

建設業関係全般の中でも、やはり設備や電気関係の担い手不足がかなり深刻になっていの中で、特に若者の育成などの仕組みをしっかりとつくって、ニューカマーといった人達が新しく入ってきたいと思えるような仕組みを早急に整備していただきたいということでございました。

ほかにもどなたかいらっしゃいますでしょうか。では、お願いします。

【佐藤委員】 東京電力の佐藤です。先ほどの御発言に関連しまして、佐藤のほうからもちょっとコメントさせていただこうと思います。

昨今、エネルギー業界を取り巻く環境というのが大きく変わっておりまして、例えば、再生可能エネルギーなどの工事ですとか、こういったものも増えてきたり、電力設備関係の工事なども相当数増えてきたりもしておりまして、そういった中で担い手不足というのが大変な課題になってきております。

そういう意味では、今回頂戴していますパワーポイントの30ページのような施策パッケージという、こういった施策については、大変有効的、効果的だと思っております、まさに来年度からの働き方改革というのが、この建設業界を取り巻く大きな変換期なのではないかと思っておりますので、ぜひ、このような様々な施策を、私どもも発注者として最大限御協力申し上げるとともに、やはり担い手の人材育成ですとか、それから担い手の強化ですとか、それから生産性の向上をはじめとして、いわゆる実効担い手力といいますか、実際の生産性も加えまして、全体として施工力が上がってきているというような世界を、ぜひ実現させていただければなと思います。

そういう意味では、こういった様々な方策を打つことによって、繰り返しになりますけれども、施工力がこれだけ上がってくるというような世界を目指していきたいと思っておりますので、引き続き御協力よろしく願いできればと思います。

佐藤は、以上です。

【大久保会長】 佐藤委員、ありがとうございました。

お話にありましたとおり、全体としての担い手不足ということに対する対応ということだけでなく、併せて、先ほどから何人の方からお話がありましたけれども、やはりICT等を活用して生産性向上というもの、そういういろんな施策を合わせて、全体としての施工力アップというものが重要であるというお話を頂戴しました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。もうかなり、ちょっとお時間も押してまいりましたけれども。よろしいでしょうか。

よろしければ、労務費に関する基準の作成に関するワーキンググループ、先ほどからも何人の方からも期待事項ということでお話がありましたけれども、この設置に関しましては、事務局には引き続き検討を進めていただきまして、その検討結果も踏まえた具体的な内容については、恐縮でありますけれども、私に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、そのように取り図らせていただきます。

また今、報告事項でございましたけれども、非常に多くの方々からいろいろな御意見・御要望等をいただきました。これらに関しましては、事務局において今後の検討の参考にしていただければと思います。

それでは議事の2点目、工期に関する基準の見直しのほうに移りたいと思います。それでは、事務局より御報告をお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。

まず、資料2-1を御覧いただければと存じますが、工期に関する基準を建設業法に基づきまして、中央建設業審議会から勧告いただいておりますが、基本的には、これに基づいた工期設定を受発注者に求めるものでございまして、適切な工期設定のための基準として設けてございます。

一方で、大きく2点、1点目は、何度も出てきておりますけれども、4月からの上限労働規制の適用に向けまして、まず、それに対応した形での基準の改正という部分が、最小限必要ではないかと考えているところでございます。加えまして、先般10月の中建審の際にも御指摘いただいたところでございますが、そういうことをやる際に、規範性というものをもう少し持たせられないかといった御意見も頂戴したところでございます。

そうした2点を加味いたしまして、まずは資料2-1の部分でございまして、今回

の改正の概要でございます。ポイントの中でさらに抜粋して申し上げますけども、まず1つは、規範性という意味、あとさらには上限規制の対応ということで、工期設定におきまして、受発注者の責務についてという部分で、具体的受発注者それぞれのアクションという部分について、書き込んでまいりたいと考えてございます。

1つ目の白い丸の黒いポツの2つ目でございますけども、受注者において契約締結前、もしくは変更契約、そのの工期に関する議論が必要な際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを提出いただくこと、そういったことを位置づけていただきたいというのが、1つ。

また、1つ飛ばしまして4つ目のポツでございますけども、発注者におかれても、注文者におかれても、そうした書面を受け取った際に、工期設定の協力ですとか、規制への違反を助長しないように留意すると、そういった旨を書き込んでいく。

さらには、1つ下のポツでございますけれども、今申し上げた受注者から出てきた書面、規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが提出された場合には、内容を確認して尊重するといったことを位置づけてまいりたいと考えてございます。

これらによりまして、実際の工期設定において受注者においては、こうした見積りを提出する。発注者は、受け取ったら確認して尊重する。さらには、違反を助長しないようにする。そういった具体の行為というのを書き込んでいくことによりまして、一定の規範性をつくっていけないか。さらに申し上げると、不適切な工期が仮に設定された場合に、そういったところをチェックしていくことによりまして、どこに原因があるのか、誰が起因者なのか、そういったところを特定していけるような基準としての機能を持たせられないかということでの改正を考えてございます。

もう一点でございますけども、2つ目の丸でございます。工期全般・工程別に考慮する事項といたしまして、時間外労働規制に伴いまして、例えば、技能労働者の方、オペレーター、資機材の移動、そういったものについても、使用者の指揮監督命令下にある場合については、労基法上、労働時間に含まれてまいります。またさらに、運送業者の方々の物品納入に関する時間といったことも考慮してまいります。またさらに、運送業者の方々の物品納入に関する時間といったことも考慮してまいります。そういった移動時間みたいなことについても、工期の設定に際して考慮する必要があるのではないか、そういったことを明記させていただいてございます。

さらに、これも前回に御指摘いただいたところでございますが、自然要因といたしまして、昨今の気候変動に伴いまして、猛暑日における不稼働といったことも位置づけていかなければ

ればならないのではないかと考えてございます。

さらに、工期確保、交代制勤務、労働者確保、そういったことに必要な経費を、きちんと請負代金の額に適正に反映させる必要性といったことを明記してまいります。

また昨今、出てまいりました有効な取組の例といたしまして、勤務間インターバル制度の導入に関しての記載ですとか、あとはその他といたしまして、各業界の取組事例を時点更新いただいたり、あとは末尾のところから従前、コロナからの影響による3密回避を書かせていただいていたんですけども、事情に合わせて、例えば、資材の納入遅延ですとか、価格高騰といったことを適切にやっていくべきであるといったような位置づけを書かせていただいているようなところがございますが、具体的内容でございますけれども、できるだけコンパクトに御説明申し上げたいと思っておりますが、まずは、資料2-3を1枚おめくりください。

工期の基準の本文でございますが、1ページおめくりいただいたところに目次がございます。この構成が、第1章として総論というところがございまして、例えば(3)の基本的な考え方ですとか、(6)受発注者の責務といったような位置づけがございます。

その上で、第2章で工期全般にわたって考慮すべき事項といたしまして、例えば自然要因ですとか、契約の方式、関係者の調整、行政への申請といったような、工期全般で外部的な要因としてあるものといったことを位置づけて、考慮事項として書いてございます。

さらに、第3章、工程別というところで、これは今、準備、施工、後片付けとなつてございますが、こちらは、具体の工程の中で考えなければいけないことを位置づけてございます。

さらに第4章は、分野別に考慮すべきことということで、住宅不動産、鉄道、電力といったところで、分野別の考慮事項を書かせていただいております。

ここまでの、いろいろな具体の事項みたいなものを書かせていただいておりますが、第5章で、働き方改革・生産性向上の取組についてということで、これは事例集のようなところを御紹介させていただいております。

さらには、第6章のところで、著しく短い工期と疑われる場合の対応ですとか、先ほど申し上げた、新型コロナウイルス感染対策、工期の設定みたいなものがございまして、基本的には1章から4章の部分で、今回の大きな改正の部分というのがございます。

こういった構成を、すみません、事前に御説明申し上げた上で、資料2-2というほうにお戻りいただきまして、こちらが新旧対照表という形で御用意させていただいております。

まず、第1章の総論という部分が1ページから始まってございますが、ちょっとページをめくっていただきまして、4ページというところから、建設工事の請負契約及び工期に関する考え方、ここで基本的な考え方というものを書いてございます。

その中で、公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方というところで、さらにおめくりいただきまして、これはもう要は全工事に共通する考え方として、6ページのところでございます。線を引いたところが改正部分になってございますが、まずは、2つ目のパラグラフ「さらに」というところで、まずは、労基法の規制について明確に記載させていただいてございます。

その上で、次のパラグラフのところでございますけれども、基本的な原則といたしまして、受発注者間、元下間におきまして、少し飛びまして3行目のところでございますが、まずは時間外労働規制の遵守を前提とした適切な人員や工程などの工期。

さらには、従前からございます点の諸条件ですとか、施工上の制約も含めてですけれども、そういった時間外労働規制の遵守を前提として、本基準も踏まえて検討された適切な工期を設定いただくということが必要であると。その上で契約を締結するのが基本原則であると。

さらには、これは当初の契約だけではなくて、変更契約についても同様であるといったことにつきまして、まずは基本的な考え方として記載を追加させていただいてございます。

少し飛びまして、9ページのところの一番末尾、下請契約における基本的な考え方ということで、先ほどは全体に通底するものでございましたけれども、この部分は、下請契約に関してでございます。

その具体の記載としては、10ページでございますけれども、10ページの真ん中、中ほどにございますけれども、下請契約においては、元請人は下請人による時間外労働規制の遵守を前提とした適切な人員や工期ごとの工期について、工期を設定する必要があるといった形で、先ほどの全体に通じる考え方、これは下請契約においても同様であるといったことを記載させていただいているところでございます。

さらにちょっと飛びまして、12ページのところを御覧ください。タイトルだけでございますけれども、(6) 工期設定における受発注者の責務。先ほどは全体像、元下間での取引というところを書かせていただいていたのですが、今度は受発注者それぞれの責務について、書かせていただいたパートでございます。

13ページのところでございますが、まずは、発注者のほうの果たすべき責務ということ

を書かせていただいております。工期設定における発注者の果たすべき責務、下の部分でございしますが、1つには、公共・民間を問わず、発注者と受注者である建設業者はパートナーシップを構築すること、先ほども委員の御発言にもございましたが、これにつきましては、建設業の持続可能性を確保していただくだけではなくて、発注側が事業を継続していく上でも、極めて重要であるといった理念を書かせていただいております。

その上で発注者は、先ほど、概要でも御説明申し上げましたが、発注者におかれましては、受注者、下請人におきまして、労働者一人一人の方の長時間労働の是正ですとか、週休2日の確保が実現できるように、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力した上で、当該規制への違反を助長しないように十分に留意していただくといったことを書かせていただいております。

従前は、右側でございますけれども、環境整備に協力すると書いてございましたが、もう少し表現を進めさせていただいたというところでございます。さらに左側の「具体的には」というところがございますが、先ほど申し上げましたとおり、契約締結前、契約変更が必要となる際に、受注者のほうから時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが提出されたときは、内容を確認して尊重いただく必要があるといった、具体の行為についてまで書かせていただいているといった形になってございます。

今のが発注者の関係でございますけれども、裏返しで受注者のほうにも記載させていただいております。16ページを御覧ください。16ページのところから、受注者の果たすべき責務について書かせていただいております。

下側のところがございます。下側の下から2番目のポツのところでございます。先ほどの裏返しで、受注者におかれましては、契約締結前、または契約変更が必要となる際に、規制を遵守した見積りというものを作成いただいて、提出いただくように努めていただくといったことを記載させていただいております。

加えまして、次の17ページのところ、1つ目の黒丸のところでございますが、ここも先ほどの基本的な考え方と同様に、受注者の方が発注者との関係でなく、元請人として受注された工事を下請に付そうとする場合にも、同様の考え方で下請における工期の設定に協力して、違反を助長しないように十分留意する必要があるといったことを加筆させていただいているところでございます。

その上で、19ページにちょっと飛びます。話は変わりますが、ここから第2章、工期全般にわたっての考慮事項というところを書かせていただいております。申し訳ござい

せん、線の引き忘れが1点ございますが、この第2章の19ページの下のところ、点々で囲まれた上のところでございますけれども、まずは自然要因といたしまして、先ほど申し上げました猛暑日、具体的には夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮すること、こういったことを位置づけさせていただいております。

ここは従前、下にございますが、河川の出水期ですとか、寒冷・多雪地域における冬期休止期間みたいなものを考慮するというに加えて、今回、猛暑日についての記載を加えさせていただいているところでございます。

また、20ページのところでございます。ここは、休日法定労働時間、これは工期全般にわたっての考慮事項として、ここでも位置づけを行ってございますので、この20ページの中でも、今回適応される上限規制に関しまして、遵守を徹底する必要があるというところでございますとか、また、使用者の指揮命令下における技能労働者の方、建設機械のオペレーターの方々が移動する時間についても、考慮しなければならないといったことを加筆してございます。

なお、この様々などといった場合が労基法上の規制に該当するかといったことについて、細々いろいろと厚労省のほうでも整理してございますので、なお書きというところで、厚生労働省のウェブサイトにもいろいろな解釈が書いてございますので、その部分に飛んでいただけるような形での加筆をさせていただいてございまして、実際に参照いただくさいの参考として加えさせていただいております。

その上で、21ページでございます。この法定労働時間を考慮して、21ページの下のところ、下線部がございまして、十分な工期の確保ですとか、交替勤務制の実施に必要な経費を請負代金の額に適切に反映した上で、賃金水準の確保を図ることが必要であるといったような加筆をさせていただいております。すなわち、この休日法定労働時間を守っていくための必要なかかり増し経費というのを、適正に反映する必要があるといったことを加筆させていただく次第でございます。

その上で、22ページ、23ページ、日建連様、全建様でのお取組を加筆させていただいているところでございまして、内容の詳細は割愛させていただきますが、その上で、26ページでございます。同じく、引き続き工期全般にわたって考慮すべき事項というところで、労働・安全衛生という項目がございまして、

その中で、従前からそういった安全衛生に関する記載を、安全衛生法令の遵守などを書かせていただいておりますが、こちらも概要で申し上げましたとおり、労働者の安全、健康

の確保のために多様な働き方という観点にも留意しながら、例えば、勤務間インターバルと
いった働き方に資する取組も有効であると。

さらには、そういった具体の導入事例につきましても、こちらも厚生労働省で様々整理さ
れておりますので、そういったところを参考事例として記載させていただくところござ
います。

最後に28ページ、第3章、工程別に考慮すべき事項というところを書かせていただい
てございます。この中で、同じ28ページ下のところがございますが、まずは資機材調達、人
員確保という、準備の中の項目、具体の工程の中で考慮いただく事項といたしまして、先ほ
どと同様でございますけれども、実際の物品納入に要する時間ですとか、オペレーターの方が
搬入する時間といったことも、適切に考慮いただく必要があるといったことを書かせてい
ただいてございます。

また、29ページの下のところでございますけれども、労働者の方の確保に要する経費を、
きちんと請負代金の額に適切に反映させるということで、様々な時間がかかってまいりま
す。それを人手でカバーするといった場合もあるかと思っておりますので、そういった場合の経費
についても、適切に反映いただくといった趣旨を追加させていただくものでございます。

以上が雑駁でございますけど、大きく変更となる点でございますので、その他、先ほどちら
っと御紹介しました、第5章での取組についての事例集を、参考事例集ということで、別用
でつけさせていただいてございますが、若干の事例集のアップデートをさせていただきま
したり、最後のところをコラム的に書かせていただいております3密回避のところを、世
界的な需要量の増加、原材料の高騰などに伴う納入遅延などについても適切に対応する必
須があるといったことを、37ページに記載させていただいてございますが、そういったと
ころも改善させていただいてございますけれども、内容として基準の大きなところとして解
説させていただく部分は以上となつてございまして、ぜひ、御審議をいただきまして、今回
の勧告に向けて取り組ませていただければと考えているところでございます。

すみません。ちょっと雑駁になってしまいましたけれども、説明は以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見・御質問などございましたら、御発言をお願いし
たいと思います。では、お願いします。

【西野委員】 京都大学の西野です。

こちらの工期に関する基準が、適正な工期を設定するというだけでなく、結果と

して適正な工期であったということになるために、現在、案で理念としてうたわれております、設計変更や設計の未確定などについて、横断的な検討と具体化が必要ではないかと考えます。

先ほど、谷澤委員からも言及がありましたけれども、建築工事の場合ですと、そもそも建築士の業務報酬基準を示す告示8号で、建築士の標準業務として、工事施工段階で設計者が行うことに合理性のある実施設計に関する業務があります。

ですが、それは材料とか色、設備、機器の型番などということになってはいますが、実態としては、それを越える設計の延長が行われています。また、設計者だけに起因するのではなく、用途によっては運営者や利用者など、様々なステークホルダーが関わっての物決めというふうになります。

ですので、適正な工期の設定に当たっては、設計者と施工者がきちんとコミュニケーションを取るということが必要だと思いますし、また、発注者の責務として、資料2-3の11ページで、作成された設計図書の完成度が十分でない場合は、完成度を高めるように努めるというふうになってはいますが、やはりこれは、発注者だけではなくて設計者の関与が当然必要になりますし、またそのための協議する機会を設けるコミュニケーションを図る機会を設けるということが、発注者の責務となってくるかと思えます。

また、この工事段階での設計の延長であったりとか、物決めによってコストが変わったりとか、工期が変わるということも生じます。そのコストを最終的な工事契約金額に収めるために、最終的な工期設定に収めるためにということで、様々な調整業務などが生じているという実態もあります。これは、技術者の業務量が増えるということにもなりますので、この辺りも含めて設計変更が生じる、設計の確定によって変更が生じるのであれば、その扱いをどうするのかということが必要だと思いますし、また、先ほどコミュニケーションする機会を設けるというところで、設計者からも、このようなことは未確定であるという情報の開示が必要で、それに対して施工者からも、それに対してはどれぐらいの検討期間が必要であるとか、いつまでに決めないと工期に関わるというような提示が必要かと思えます。

このような具体化についても、ぜひ、御検討いただきますようお願いいたします。

【大久保会長】 ありがとうございました。

結果としての適正な工期ということを担保するために、設計者という観点から、設計者と施工者のコミュニケーションの重要性、それから様々なところで起こる調整事項に関して、しっかり対応していくというお話をいただきました。

これに関して、特に事務局のほうからありますでしょうか。

【岩下建設業課長】 ありがとうございます。

この工期の基準全体はあれかもしれない、どちらかというとも我々も、そういう今御指摘のところというのは、建設業もそうかもしれませんが、少し確かに記述が弱い部分はあるのかなというところは、確かにあるかもしれませんが。認識として、やはりどうしても設計の方が発注者側みたいな形で、一くくりに書かせていただいている部分があるのかなと思っています。

そういう意味では、これは大きな基準としてやらせていただきつつ、発注者と設計者、設計者と施工者という形になるんですかね、そのところは、大きく発注者の側に立って工程管理されるというところとの関係というところは御指摘のとおりだと思いますので、またいろんな御指摘を踏まえて、設計の方々とのやり方みたいなところは、少しブレークダウンした感じで考えていかなきゃいけない。それは、これに限らず工期とか、金額とかそういう調整段階で設計の方々のお力が、まさに必要になってくると思いますので、少しそういったところの意見交換やなんかをしっかりと、私たちもやらなきゃいけないなということを改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

【大久保会長】 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

それでは、宮本委員、お願いします。

【宮本委員】 日建連の宮本でございます。

働き方改革をさらに推進するためにも、この工期に関する基準を改正していただくということにつきましては、大変賛成するところでございます。特に発注者の責務として、受注者が時間外労働規制を遵守できる工期の設定に協力すること等が明記されることとなれば、日建連が進めている適正工期確保宣言の取組も後押しされることとなりますので、大変心強く感じているところであります。

一方、今回改正のところの内容以外につきましても御検討いただきたい事項等もございますので、本基準については、法改正後に改めて見直しをされる予定と聞いておりますので、その際には御調整をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしましても、この基準が実効性を持って運用されますよう、この点につきましても、発注者の方々に対する御指導を、よろしくお願ひ申し上げるところです。ありがとうございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

奥村さん、よろしく申し上げます。

【奥村委員】 今回の改正案について、資料2-2、第2章(1)の自然要因に、全建としまして要望していました真夏日・猛暑日の不稼働を反映していただき、誠にありがとうございます。

一方、同資料の第1章(6)の工期設定における発注者の果たすべき責務の2つ目の審議規定について、全建では昨年9月から、工期に関する基準に沿った適正工期見積り運動を推進しています。単に時間外労働規制を遵守しただけの工期見積りだけではなく、この工期に関する基準に沿った工期見積りを尊重する必要性にも触れていただけるとありがたいです。

なお、工期に関する基準については、令和2年の担い手3法の改正の際に策定されていますが、公共発注者及び民間発注者にどれだけ周知・浸透しているのか、また、本基準をどれだけ認識しているかについても疑義が残ります。また仮に周知されていたとしても、それを無視している発注者もいるとの声も聞かれます。ある業界では、時間外労働の縮減を地元の商工会議所に申し入れたところ、鼻であしらわれたところまであるようです。これはつまり、法改正以降に同基準が一度も適用されていなかったことによるものと思われる。特に民間発注者においては、工期に関する基準について周知・浸透しておらず、結果として認識もされていないことから、基準を幾ら改正しても、現状から改善されないのではないかと危惧しています。

今回の改正を機に、工期に関する基準が真の基準となるよう、実効性のある施策を検討していただければと考えております。

以上です。

【大久保会長】 奥村さん、ありがとうございます。

奥村委員からは、今回の工期に関する基準の見直しの先、しっかりとした実効性ある徹底、周知というものに関して、強い御要望があったと受け止めております。

ほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言、御質問等がないようでしたら、本審議会としてのこの改正案の取りまとめにつきましては、私に御一任いただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（沖本）】 大久保会長、ありがとうございました。

その他、国土交通省側から発言はございますか。大丈夫ですか。

では、課長。

【岩下建設業課長】 本当に多岐にわたって、しかもすごく運用に当たっても非常に重要な御意見をたくさん賜ったと思っています。しっかり受け止めて、改正に向けてとか、細部のガイドライン等々の運用に向けて、それから、先ほどの周知が足りないんじゃないかという、いろいろなお叱りもいただきましたので、この改正は、今回は4月から本当に始まりますけれど、周知等々を含めて、まさに官民を挙げて取り組めるように、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

本当に重要な御意見をありがとうございました。

【事務局（沖本）】 それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ありがとうございました。

— 了 —